

# 官報 号外

昭和四十五年十二月十七日

## ○第六十四回 参議院会議録第六号

昭和四十五年十二月十七日(木曜日)

午後五時五十分開議

○議事日程 第六号

昭和四十五年十二月十七日

午後一時開議

第一 國際機関等に派遣される一般職の國家公務員の待遇等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 國家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○本日の会議に付した案件  
一、裁判官彈劾裁判所裁判員、裁判官訴追委員辞任の件

一、裁判官彈劾裁判所裁判員及び裁判官訴追委員、檢察官適格審査委員、同予備委員、国土総合開発審議会委員、中國地方開発審議会委員、北陸地方開発審議会委員、豪雪地帯対策審議会委員、国土開発幹線自動車道建設審議会委員、台風常襲地帯対策審議会委員、首都圈整備審議会委員、北海道開発審議会委員及び日本ユネスコ国内委員会委員の選挙  
一、中央選舉管理会委員及び同予備委員の指名

公害対策特別委員	加藤シヅエ君	水質汚濁防止法案	商工委員会に付託
同	亀田 得治君	海洋汚染防止法案	運輸委員会に付託
物価等対策特別委員	竹田 四郎君	下水道法の一部を改正する法律案	建設委員会に付託
沖縄及び北方問題に関する特別委員	小林 武君	公害対策基本法の一部を改正する法律案	騒音規制法の一部を改正する法律案
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	竹田 四郎君	公害防止事業者負担法案	大気汚染防止法の一部を改正する法律案
公害対策特別委員	竹田 四郎君	公害対策特別委員会に付託	公害対策特別委員会に付託
同	杉原 一雄君	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
物価等対策特別委員	加藤シヅエ君	公害防止事業の実施を促進するための地方公共団体に対する財政上の特別措置に関する法律案(細谷治嘉君外十名提出)	公害防止事業の実施を促進するための地方公共団体に対する財政上の特別措置に関する法律案(細谷治嘉君外十名提出)
沖縄及び北方問題に関する特別委員	喜屋武真榮君	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
一、裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	一、昭和四十五年度分の地方交付税の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)	一、昭和四十五年度分の地方交付税の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)	一、昭和四十五年度分の地方交付税の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
一、國會議員の秘書の給料等に関する法律等の一部を改正する法律案(衆議院提出)	一、國會議員の秘書の給料等に関する法律等の一部を改正する法律案(衆議院提出)	一、國會議員の秘書の給料等に関する法律等の一部を改正する法律案(衆議院提出)	一、國會議員の秘書の給料等に関する法律等の一部を改正する法律案(衆議院提出)
去る四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。	内閣委員 野坂 參三君	内閣委員会に付託	内閣委員会に付託
外務委員 岩間 正男君	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
農業取締法の一部を改正する法律案	上田 哲君	法務委員会に付託	法務委員会に付託
農用地の土壤の汚染防止等に関する法律案	小林 武君	同日本院は、鉄道建設審議会委員本院議員迫水久常君及び同寺尾豊君の同審議会委員の任期満了による後任として左記の者を指名した旨内閣に通知した。	同日本院は、裁判官訴追委員北村暢君及び同竹田四郎君の辞任を許可しその補欠として左記の者を選任した旨本院事務総長から裁判官訴追委員会委員長及び衆議院事務総長に通知した。
農林水産委員会に付託	同	記	記
農林水産委員会に付託	参議院議員 平井 太郎君	同日本院は、鉄道建設審議会委員本院議員迫水久常君及び同寺尾豊君の同審議会委員の任期満了による後任として左記の者を指名した旨内閣に通知した。	同日本院は、裁判官訴追委員北村暢君及び同竹田四郎君の辞任を許可しその補欠として左記の者を選任した旨本院事務総長から裁判官訴追委員会委員長及び衆議院事務総長に通知した。
農林水産委員会に付託	田中 茂穂君	記	記











計算については、先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなし。この場合において、施行日以後の退職による退職手当の額の計算について必要な事項は、政令で定める。

(国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部改正)

5 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

6 第七条に次の二項を加える。

3 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第 号)第五条の規定の適用

第七条に次の二項を加える。

る場合には、当該国会議員の同意を得なければならない。

第四十二条 首条第一項の規定により派遣された国会議員(以下「派遣国会議員」といふ。)は、その派遣の期間中、国会議員としての身分を保有するが、義務に従事しない。

第四十三条 派遣国会議員に関する給与、旅費、災害補償、退職又は死亡の場合における年金及び一時金、退職手当等並びに派遣国会議員への復帰及び復帰時における待遇については、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の待遇に関する法律(昭和四十五年法律第 号)第三条に規定する派遣職員の例による。

第四十四条 前三条の規定の実施に因し必要な事項は、同議院の議長が協議して定める。

(国会議員法の一部改正に伴う派遣指置)

この法律の施行の際現に国会議員法第十三条の規定により休職にされ、前項の規定による改正後の同法第四十一条第一項各号に掲げる機関(以下「国際機関等」といふ。)の業務に従事している国会議員及び施行日前に国会議員法第十三条の規定により休職にされ、国際機関等の業務に従事していた期間を有する国会議員のうち、引き続き施行日において国会議員として在職しているものの処遇等については、附則第二項及び附則第三項の規定の例による。

うとするもの等であつて、妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

既定経費の範囲内で賄う。

#### 附帯決議

政府は、次の事項について速やかに善処すべきである。

一、公務災害の予防および職業病の発生防止に努力し、公務災害の絶滅に努めること。

一、いわゆる白ろう病対策を確立するとともに、その認定、治療、補償等について万全を期すること。

一、国家公務員の障害補償、遺族補償、休業補償、葬祭補償等について、引き続きその支給率の改善に努めること。

一、通勤途上の災害の取扱いについて、検討を加え、その改善を図ること。

一、平均給与額の算定について、期末、勤勉手当の算入につき検討すること。

右決議する。

一、国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

一、平均給与額の算定について、期末、勤勉手当の算入につき検討すること。

右決議する。

一、国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

一、平均給与額の算定について、期末、勤勉手当の算入につき検討すること。

右決議する。

一、国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

一、平均給与額の算定について、期末、勤勉手当の算入につき検討すること。

右決議する。

一、国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

一、平均給与額の算定について、期末、勤勉手当の算入につき検討すること。

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律

#### (国家公務員災害補償法の一部改正)

第一条 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第一百九十二号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項各号に記載以外の部分中、「事實上婚姻關係と同様の事情にあつた者を含む。」の下に「以下同じ。」を加える。

第十七条第一項を次のように改める。

遣族補償年金の額は、一年につき、次の各号に掲げる遣族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族に付する。

一、一人 平均給与額に三百六十五を乗じて得た額(以下「平均給与額の年額」という。)の百分の四十に相当する額とし、五十歳以上の妻又は人事院規則で定める廃疾の状態にある妻にあつては平均給与額の年額の百分の三十に相当する額。ただし、五十五歳以上の妻又は人事院規則で定める廃疾の状態にある妻にあつては平均給与額の年額の百分の三十五に相当する額とする。

二、五十五歳未満の妻(当該人事院規則で定める廃疾の状態にある妻を除く。)にあつては平均給与額の年額の百分の三十五に相当する額とする。

三、三人 平均給与額の年額の百分の五十に相当する額

四、四人 平均給与額の年額の百分の四十五に相当する額

五、五人以上 平均給与額の年額の百分の六十に相当する額

四、四人 平均給与額の年額の百分の五十五に相当する額

五、五人以上 平均給与額の年額の百分の六十に相当する額



官 報 (号 外)

ルト・アレグレ	「在ポルト・アレグレ日本国総領事館	ブラジル
デ・ジャネイロ	「在リオ・デ・ジャネイロ日本国総領事館	リオ・
ト・アレグレ	「在ボルト・アレグレ日本国総領事館	「
デ・ジャネイロ	「在リオ・デ・ジャネイロ日本国総領事館	」
に改め、同表歐州の項中「在ハバロフスク日本国総領事館	「在ハバロフスク日本国総領事館	」
在ハバロフスク日本国総領事館	ソヴィエト連邦	ソヴィエト連邦
在ハバロフスク日本国総領事館	ハバロフスク	ハバロフスク
在レニングラード日本国総領事館	ソヴィエト連邦	ソヴィエト連邦
レニングラード	レニングラード	レニングラード
に改める。		

別表四	政府代表部の表歐州の項中「在ジユネーヴ国際機関日本政府代表部」を「在ジユネーヴ国際機関日本政府代表部」に改め
スイス	スイス
ジユネーヴ	ジユネーヴ
スイス	スイス

る

(在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正)

次のように改正する

卷之三

上者爲一〇°

別表第一 在勤基本手当一 総領事館の表中南米の項中「ポルト・アレグレ

3」	に改め、回表欧洲の箇中「ハバロフスク レニングレード	1,350	1,312	1,066	820	694
610	547	505	468	421	378	336」

別表第一 在動基本手当四、政府代表部の表歐州の項中「ジ  
(在ジユネーヴ国際機関)

上古文心

別表第二 住居手当一 大使館の表アジアの項中「インベキジア

205| 165| 135| 105| リリイシドネシア | 520| 430| 355| 295| 235| 190

150 | ライフハッピネス



いて質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の待遇等に関する法律案及び国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よって、両案は全会一致をもつて可決せられました。本案に賛成の諸君の起立を求めておきます。

【賛成者起立】

○議長(重宗雄三君) 次に、外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

【賛成者起立】

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって、本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第四、豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

○議長(重宗雄三君) 别に御発言もなければ、これより採決をいたします。

第五条第二項第一号中「豪雪地帯」の下に「及び特別豪雪地帯」を加える。

この法律は、公布の日から施行する。

【審査報告書は都合により追録に掲載】

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和四十五年十一月五日

参議院議長 重宗 雄三殿 衆議院議長 船田 中

「北村暢君登壇、拍手」

○北村暢君 ただいま議題となりました豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本案は、衆議院災害対策特別委員長提出にかかるものであり、その内容は、豪雪地帯のうち、積雪の度が特に高く、かつ、積雪により長期間自動車の交通が途絶する等により、住民の生活に著しい支障を生ずる地域を特別豪雪地帯に指定するほか、基本計画の策定に関するものであります。

委員会におきましては、質疑、討論もなく、採決の結果、全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

統いて、自民、社会、公明、民社、共産の各党共同提案にかかる附帯決議案が提出され、全会一致をもつて本委員会の決議することに決定いたしました。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十五年十二月十一日

参議院議長 重宗 雄三殿 衆議院議長 船田 中

正する法律案。特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案。防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案。(いずれも内閣提出、衆議院送付)  
以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長西村尚治君。

【審査報告書は都合により追録に掲載】

以上報告を終わります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改

正する法律案。

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改

正する法律案。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改

正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改

正する法律案

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改

正する。



昭和四十五年十二月十七日 参議院会議録第六号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二件

別表第一 行政職俸給表

イ 行政職俸給表(一)

職務の等級 号 候	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円
1	115,900	86,000	—	—	—	39,800	34,500	26,200
2	121,600	90,100	75,300	62,100	50,100	42,100	36,100	27,300
3	127,300	94,300	78,600	65,200	52,900	44,400	37,900	28,400
4	133,100	98,700	81,900	68,300	55,700	46,900	39,800	29,500
5	138,900	103,100	85,300	71,400	58,500	49,400	41,900	30,700
6	144,700	107,500	88,700	74,500	61,300	51,900	44,000	31,900
7	150,500	111,900	92,100	77,700	64,200	54,400	46,100	33,200
8	156,300	116,300	95,500	80,900	67,100	56,900	48,200	34,500
9	162,100	120,700	98,900	84,100	70,000	59,400	50,000	35,700
10	167,900	124,800	102,300	87,300	72,900	61,900	51,800	36,900
11	172,200	128,900	105,500	90,500	75,800	64,200	53,600	38,100
12	175,500	132,300	108,600	93,400	78,500	66,500	55,400	39,300
13	178,800	135,200	111,700	96,100	81,200	68,800	57,200	40,400
14	181,500	137,600	114,800	98,800	83,400	70,800	58,300	41,500
15	184,200	140,000	117,000	101,500	85,200	72,800	59,400	42,500
16		142,400	119,200	104,200	86,600	74,300	60,400	43,400
17			121,400	106,200	87,900	75,500	61,400	44,300
18			123,600	108,200	89,200	76,700	62,400	
19				110,200	90,500	77,900	63,400	
20				112,200	91,800	79,100		
21					93,100	80,300		

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

職務の等級 号 候	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額
1	49,600	39,300	34,300	26,500	23,000
2	51,800	41,300	35,900	27,600	23,800
3	54,000	43,300	37,600	28,700	24,600
4	56,200	45,300	39,300	29,900	25,500
5	58,400	47,400	41,100	31,300	26,500
6	60,700	49,500	42,900	32,800	27,500
7	63,000	51,500	44,700	34,300	28,500
8	65,100	53,500	46,400	35,800	29,600
9	67,200	55,500	48,100	37,500	31,000
10	69,100	57,400	49,800	39,200	32,400
11	71,000	59,300	51,500	40,900	33,800
12	72,900	61,200	53,200	42,400	35,200
13	74,800	63,000	54,800	43,900	36,600
14	76,700	64,800	56,400	45,200	38,000
15	78,600	66,600	58,000	46,300	39,400
16	80,500	67,900	59,300	47,400	40,300
17	82,000	69,000	60,600	48,300	41,200
18	83,500	70,100	61,800	49,200	42,100
19	84,800	71,200	62,800	50,100	43,000
20	86,100	72,300	63,800	51,000	43,900
21	87,400	73,400	64,600	51,900	44,800
22	88,600	74,500	65,400	52,700	45,700
23	89,800	75,600	66,200	53,500	46,600
24	91,000	76,500	67,000	54,300	47,500
25	92,200	77,500	67,800	55,100	48,300
26				55,900	49,100
27					49,900
28					50,700
29					51,500
30					52,300

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 稅務職俸給表

職務の等級 号 備	1 等 級	2 等 級	特 3 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	98,700	—	—	—	—	45,500	38,200	29,200
2	103,100	90,100	83,100	70,300	57,300	48,000	40,100	30,400
3	107,500	94,300	86,500	73,400	60,100	50,500	42,200	31,600
4	111,900	98,500	89,900	76,500	62,900	53,000	44,300	32,900
5	116,300	102,700	93,300	79,700	65,800	55,500	46,400	34,200
6	120,700	106,500	96,700	82,900	68,800	58,000	48,200	35,500
7	124,900	110,000	100,100	86,100	71,800	60,500	50,000	36,700
8	129,100	113,500	103,500	89,300	74,800	68,000	51,800	37,900
9	133,100	116,900	106,900	92,500	77,800	65,500	53,600	39,000
10	137,100	120,300	110,300	95,700	80,800	68,000	55,400	40,100
11	141,100	123,700	113,500	98,900	83,800	70,300	57,200	41,500
12	145,100	127,100	116,600	101,800	86,500	72,600	59,000	42,900
13	148,500	130,500	119,700	104,600	89,200	74,900	60,800	44,000
14	151,200	133,500	122,800	107,400	91,400	76,900	62,000	44,900
15	153,900	135,900	125,000	110,200	93,200	78,400	63,200	45,800
16	156,600	138,300	127,200	112,900	94,600	79,600		
17				115,100	95,900	80,800		
18				117,300	97,200			
19				119,300	98,500			
20				121,300	99,800			
21				123,300				

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表

イ 公安職俸給表(一)

職務の等級 号 備	1 等 級	2 等 級	特 3 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	98,700	—	—	—	—	39,500	34,800	31,200
2	103,100	90,100	83,100	70,300	52,000	41,900	36,200	32,400
3	107,500	94,300	86,500	73,400	54,800	44,300	37,600	33,600
4	111,900	98,500	89,900	76,500	57,600	46,700	39,500	34,800
5	116,300	102,700	93,300	79,700	60,400	49,200	41,800	36,200
6	120,700	106,500	96,700	82,900	63,300	51,700	44,200	37,600
7	124,900	110,000	100,100	86,100	66,200	54,200	46,600	39,500
8	129,100	113,500	103,500	89,300	69,200	56,700	49,000	41,800
9	133,100	116,900	106,900	92,500	72,200	59,200	51,400	44,100
10	137,100	120,300	110,300	95,700	75,200	61,700	53,800	46,400
11	141,100	123,700	113,500	98,900	78,200	64,200	56,200	48,700
12	145,100	127,100	116,600	101,800	81,200	66,700	58,600	51,000
13	148,500	130,500	119,700	104,600	84,200	69,200	61,000	53,300
14	151,200	133,500	122,800	107,400	87,200	71,700	63,400	55,600
15	153,900	135,900	125,000	110,200	89,600	74,100	65,800	57,900
16	156,600	138,300	127,200	112,900	92,000	76,500	68,100	60,200
17		140,700	129,400	115,100	94,000	78,900	70,400	62,500
18			131,600	117,300	96,000	81,300	72,700	64,800
19				119,300	98,000	83,300	75,000	67,100
20				121,300	99,500	85,300	77,300	69,400
21				123,300	101,000	87,800	79,600	71,700
22					102,500	89,300	81,600	74,000
23					104,000	90,800	83,600	76,000
24					105,500	92,200	85,600	78,000
25						93,600	87,600	80,000
26						95,000	89,000	82,000
27						96,400	90,400	84,000
28							91,800	85,300
29							93,200	86,600
30							87,900	89,200
31								

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和四十五年十二月十七日 参議院会議録第六号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二件

昭和四十五年十一月十七日

参議院会議録第六号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二件

## 口 公安職俸給表(二)

号 備	職務の等級	1 等 級	2 等 級	特 3 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
		俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円
1		98,700	—	83,100	70,300	57,300	48,000	40,100	30,700
2		103,100	90,100	86,500	73,400	60,100	50,500	42,200	32,100
3		107,500	94,300	89,800	76,500	62,900	53,000	44,300	33,500
4		111,900	98,500	93,300	79,700	65,800	55,500	46,500	34,900
5		116,300	102,700	96,700	82,900	68,800	58,000	48,700	36,400
6		120,700	106,500	100,100	86,100	71,800	60,500	50,900	37,900
7		124,900	110,000	103,500	89,300	74,800	63,000	53,100	39,500
8		129,100	116,900	106,900	92,500	77,800	65,500	55,300	41,200
9		133,100	120,300	110,300	95,700	80,800	68,000	57,300	42,900
10		137,100	123,700	113,500	98,900	83,800	70,500	59,300	44,600
11		141,100	127,100	116,600	101,800	86,500	73,000	61,300	46,300
12		145,100	130,500	119,700	104,600	89,200	75,500	63,300	48,000
13		151,200	133,500	122,800	107,400	91,400	77,700	65,300	49,700
14		153,900	135,900	125,000	110,200	93,200	79,900	66,900	51,400
15		156,600	138,300	127,200	112,900	94,600	81,400	68,500	53,100
16				140,700	129,400	115,100	95,900	82,600	69,800
17					131,600	117,300	97,200	83,800	71,000
18						119,300	98,500	85,000	72,200
19						121,300	99,800	86,200	59,300
20						123,300			60,400
21									61,500
22									

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

## 別表第四 海事職俸給表

## イ 海事職俸給表(一)

号 備	職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
		俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円
1		111,300	88,600	69,900	55,700	42,700	31,300
2		116,200	93,100	73,600	59,000	45,000	32,700
3		121,100	97,600	77,300	62,300	47,300	34,600
4		126,000	102,100	81,000	65,600	49,900	36,600
5		130,900	106,600	84,700	68,900	52,500	38,600
6		135,800	111,100	88,400	72,100	55,100	40,600
7		140,700	115,600	91,900	75,300	57,700	42,600
8		145,600	120,100	95,400	78,400	60,200	44,600
9		150,500	124,600	98,900	81,500	62,700	46,500
10		154,800	129,000	101,900	84,600	65,100	48,400
11		159,100	133,300	104,900	87,100	67,300	50,300
12		162,000	137,500	107,800	89,600	69,400	52,200
13		164,800	141,700	110,700	91,800	71,500	53,800
14		167,500	144,900	112,700	94,000	73,400	55,400
15		170,200	147,700	114,600	96,200	75,300	56,800
16		172,900	150,300	116,500	98,100	77,000	58,200
17		175,600	152,900	118,400	100,000	78,700	59,600
18			155,500	120,300	101,900	80,400	61,000
19			158,100				62,400
20							63,600
21							64,800

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和四十五年十二月十七日 参議院会議録第六号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二件

一一四

口 海事職俸給表(二)

号 債	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	53,900	43,100	34,300	26,500
2	56,600	45,000	36,000	27,600
3	59,400	47,000	37,700	28,700
4	62,200	49,000	39,400	29,900
5	64,800	51,200	41,200	31,300
6	67,200	53,800	43,000	32,800
7	69,600	56,400	44,900	34,300
8	72,000	59,000	46,800	35,900
9	74,100	61,600	48,700	37,600
10	76,100	64,100	50,600	39,300
11	78,100	66,500	52,800	41,000
12	80,100	68,700	55,000	42,700
13	82,100	70,700	57,000	44,500
14	84,100	72,500	59,000	46,300
15	86,100	74,100	61,000	48,100
16	88,100	75,700	62,900	49,900
17	89,900	77,000	64,700	51,700
18	91,400	78,300	66,500	53,500
19	92,900	79,500	67,800	54,700
20	94,400	80,700	69,100	55,900
21	95,800	81,900	70,400	56,900
22	97,200	83,000	71,500	57,900
23	98,600	84,100	72,600	58,900
24			85,200	73,600
25				74,600
26				75,600

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

号 債	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	—	—	53,500	38,200	30,700
2	—	65,400	56,700	40,500	32,100
3	90,400	69,200	59,900	43,000	33,600
4	94,900	73,000	63,300	45,500	36,200
5	99,400	76,800	66,700	48,000	37,000
6	103,900	80,700	70,100	50,700	38,800
7	108,400	84,600	73,500	53,400	40,900
8	112,900	88,500	76,900	56,100	43,300
9	117,400	92,400	79,900	58,800	45,800
10	122,000	96,300	82,900	61,500	48,300
11	126,600	99,700	85,800	64,200	50,800
12	131,200	103,000	88,500	66,900	53,300
13	135,800	106,000	91,200	69,600	55,800
14	140,400	109,000	93,900	72,000	58,300
15	145,000	111,800	96,300	74,400	60,800
16	149,600	114,600	98,700	76,800	63,300
17	154,200	117,400	101,100	79,200	65,800
18	158,800	120,200	103,500	80,900	68,300
19	162,800	122,700	105,900	82,600	70,600
20	167,000	125,200	108,300	84,300	72,800
21	171,200	127,500	110,700	86,000	74,500
22	175,000	129,800	112,800	87,700	76,200
23	178,800	132,100	114,900	89,400	77,600
24	181,500	134,000	117,000	91,100	79,000
25	184,200	135,900	118,600	92,500	80,200
26		137,800	120,200	93,900	81,400
27		139,700	121,800	95,300	82,600
28		141,600		96,700	83,800

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

## □ 教育職俸給表(二)

昭和四十五年十二月十七日 参議院会議録第六号  
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二件

職務の等級 号 備	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額
1		円		円		円
2		73,300		88,200		29,500
3		76,300		40,200		30,700
4		79,300		42,200		31,900
5		82,600		44,300		33,400
6		85,900		46,400		35,000
7		89,400		48,500		36,800
8		92,900		51,000		38,700
9		96,400		53,500		40,600
10		99,900		56,000		42,500
11		103,400		58,800		44,600
12		106,900		61,600		46,700
13		110,400		64,400		49,100
14		113,900		67,200		51,500
15		117,400		70,100		53,900
16		120,900		73,000		56,300
17		124,400		75,900		58,700
18		127,500		78,900		61,100
19		130,600		81,900		63,500
20		133,700		84,900		65,600
21		136,700		87,900		67,700
22		139,600		90,700		69,800
23		142,500		93,500		71,900
24		145,000		96,300		73,700
25		147,500		99,100		75,400
26		150,000		101,900		77,100
27				104,700		78,400
28				107,100		79,700
29				109,500		81,000
30				111,600		82,200
31				113,700		83,400
32				115,800		84,600
33				117,800		85,800
34				119,800		87,000
35				121,300		88,200
36				122,800		89,400
37				124,300		90,600
38				125,800		
39				127,300		

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

## ハ 教育職俸給表(三)

職務の等級 号俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級			
	俸	給	月	額	俸	給	月	額
1			円		31,900		円	28,400
2				60,700	34,000			29,500
3				63,500	36,100			30,700
4				66,300	38,200			31,900
5				69,200	40,100			33,400
6				72,100	42,000			35,000
7				75,000	44,000			36,800
8				77,900	46,000			38,700
9				80,900	48,000			40,600
10				83,900	50,400			42,500
11				86,900	52,800			44,400
12				89,700	55,300			46,300
13				92,500	58,000			48,200
14				95,300	60,700			50,100
15				98,100	63,400			52,000
16				100,900	66,200			53,900
17				103,700	69,000			55,800
18				106,100	71,800			57,700
19				108,500	74,600			59,500
20				110,700	77,000			61,300
21				112,900	79,400			62,400
22				115,000	81,800			63,500
23				117,000	84,000			64,600
24				119,000	86,000			65,700
25				120,500	87,800			66,800
26				122,000	89,500			67,900
27				123,500	91,200			69,000
28				125,000	92,900			
29				126,500	94,600			
30					96,200			
31					97,800			
32					99,400			
33					100,900			
34					102,400			
35					103,900			
36					105,300			
37					106,700			
38					108,100			
39					109,500			

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和四十五年十二月十七日 参議院会議録第六号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二件

ニ 教育職俸給表(四)

職務の等級 号 債	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	126,500	—	53,500	40,200	31,900
2	131,100	73,000	56,700	42,400	34,000
3	135,700	76,800	59,900	44,600	36,100
4	140,300	80,700	63,300	46,900	38,200
5	144,900	84,600	66,700	49,200	40,200
6	149,500	88,500	70,100	51,700	42,200
7	154,100	92,400	73,500	54,200	44,300
8	158,600	96,400	76,900	56,700	46,400
9	162,800	100,400	80,700	59,500	48,500
10	167,000	104,400	84,600	62,300	50,900
11	171,200	108,400	88,500	65,100	53,300
12	175,000	112,900	92,400	67,900	55,700
13	178,800	117,400	96,300	70,800	58,100
14	181,600	122,000	99,700	73,700	60,500
15	184,300	126,600	103,000	76,600	62,900
16		131,200	106,000	79,500	65,100
17		135,800	109,000	82,400	67,300
18		140,400	111,800	85,300	69,500
19		145,000	114,600	88,100	71,700
20		149,600	117,400	90,900	73,600
21		153,500	120,200	93,700	75,500
22		156,300	122,700	96,500	77,200
23		159,100	125,200	99,300	78,900
24		161,900	127,000	102,100	80,200
25		164,600	128,800	104,900	81,500
26		167,300	130,600	107,300	82,800
27		170,000	132,400	109,700	84,100
28			134,200	111,300	85,400
29			136,000	113,900	
30				116,000	
31				118,000	
32				120,000	
33				121,500	
34				123,000	

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表

職務の等級 号 債	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	—	—	35,200	30,700	26,200
2	—	—	37,100	32,000	27,300
3	—	—	39,200	33,400	28,400
4	89,000	60,800	41,600	34,800	29,500
5	93,100	64,300	44,200	36,500	30,700
6	97,200	67,800	46,900	38,400	32,000
7	101,400	71,300	49,600	40,500	33,400
8	105,800	74,800	52,400	42,800	34,800
9	110,800	78,100	55,800	45,200	36,100
10	115,800	81,400	58,200	47,700	37,400
11	120,800	84,600	61,100	50,200	38,700
12	126,000	87,800	64,000	52,900	40,000
13	131,200	91,000	66,900	55,600	41,300
14	136,400	93,800	69,800	58,300	42,500
15	141,600	96,500	72,600	60,800	43,700
16	146,600	99,000	75,400	63,300	44,700
17	151,600	101,500	78,200	65,500	45,700
18	156,600	103,800	80,700	67,700	
19	161,000	106,100	83,200	69,900	
20	165,200	108,100	85,600	71,800	
21	168,900	110,100	87,700	73,500	
22	172,500	112,100	89,400	75,200	
23	176,100	114,000	91,100	76,600	
24	178,800	115,900	92,800	77,900	
25	181,500	117,800	94,400	79,100	
26		119,700	96,000	80,300	
27		121,600	97,600		
28		123,500			

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表

イ 医療職俸給表(一)

職務の等級 号 債	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	115,900	85,000	—	46,500
2	120,400	89,200	72,600	50,000
3	124,900	93,400	76,600	53,500
4	129,400	97,900	80,800	57,000
5	133,900	102,400	85,000	60,900
6	138,400	106,900	89,200	64,800
7	142,900	111,400	93,400	68,700
8	147,000	115,900	97,700	72,600
9	151,100	120,400	102,000	76,500
10	155,200	124,900	106,300	80,400
11	159,300	129,400	110,600	84,300
12	163,300	133,400	114,100	87,300
13	167,300	137,400	117,600	90,300
14	171,300	141,400	121,100	93,300
15	174,900	145,300	124,100	96,300
16	178,300	148,300	127,100	99,300
17	181,700	151,300	130,100	102,300
18	184,400	154,300	133,100	105,300
19	187,100	156,600	134,900	107,400
20		158,900	136,700	109,500
21		161,200	138,500	111,000
22			140,300	112,500
23			142,100	114,000
24			143,900	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の等級 号 債	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	88,900	64,900	44,800	35,100	30,700	27,300
2	93,300	68,200	47,500	36,700	32,100	28,400
3	97,700	71,500	50,200	38,500	33,500	29,500
4	102,200	74,800	53,000	40,400	34,900	30,700
5	106,700	78,200	55,800	42,500	36,500	31,900
6	111,200	81,600	58,600	44,600	38,300	33,200
7	115,700	85,000	61,400	46,900	40,200	34,500
8	119,700	88,300	64,300	49,400	42,200	35,800
9	123,700	91,500	67,200	51,900	44,200	36,900
10	127,400	94,700	70,100	54,400	46,200	37,900
11	131,100	97,400	73,000	56,900	48,200	38,900
12	134,100	100,000	75,900	59,400	50,000	39,800
13	136,900	102,500	78,600	61,900	51,800	40,700
14	139,300	105,000	81,300	64,200	53,600	
15	141,700	107,100	83,400	66,500	55,400	
16	144,100	109,200	85,500	68,800	57,200	
17		111,200	87,000	70,800	58,300	
18		113,200	88,500	72,800	59,400	
19		115,200	89,900	74,300	60,400	
20		117,200	91,300	75,500	61,400	
21			92,700	76,600		
22			94,100	77,700		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和四十五年十二月十七日 参議院会議録第六号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二件

## ハ 医療職俸給表(三)

職務の等級 号	特1等級 俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	円 74,800	円 55,600	円 45,300	円 32,900	円 28,000
2	77,800	58,300	47,600	34,600	29,200
3	80,800	61,000	50,100	36,300	30,600
4	83,900	63,700	52,600	38,000	32,000
5	87,000	66,400	55,100	39,700	33,400
6	90,100	69,100	57,600	41,500	34,900
7	93,200	71,800	60,100	43,300	36,600
8	96,300	74,500	62,500	45,200	38,300
9	99,300	77,200	64,900	47,100	40,000
10	102,300	79,800	67,300	49,000	41,800
11	105,000	82,400	69,700	50,900	43,600
12	107,700	85,000	72,100	52,800	45,500
13	110,400	87,300	74,500	54,700	47,400
14	112,600	89,600	76,500	56,600	49,300
15	114,800	91,500	78,200	58,500	51,100
16	117,000	93,400	79,900	60,000	52,700
17	119,000	95,300	81,300	61,500	54,100
18	121,000	96,900	82,700	63,000	55,100
19	123,000	98,500	84,100	64,400	56,100
20		100,100	85,300	65,800	57,100
21		101,500	86,500	66,800	58,100
22		102,900	87,700	67,800	59,100
23		104,300	88,900	68,800	60,100
24		105,600		69,800	
25		106,900		70,800	
26		108,200			

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和四十五年十一月十七日 参議院会議録第六号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二件

(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二件)

第一条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

附則中第十六項から第二十五項までを削り、第十七項とし、第二十八項を削り、第二十九項を第十八項とし、第三十項から第三十九項までを十一項ずつ繰り上げ、第四十項を削り、第四十一項を第二十九項とし、第四十二項を第三十項とし、第四十三項を第三十一項とする。

前日から施行する。

第六項及び第八項の改正規定は同年四月一日から、附則第二十二項の規定は国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の待遇等に関する法律(昭和四十五年法律第号)の施行の日の

## 別表第八 指定職俸給表

号	俸	俸給月額	
		甲	乙
1	円 280,000	円 168,000	
2	300,000	186,000	
3	320,000	204,000	
4	340,000	222,000	
5	360,000	240,000	
6	380,000	260,000	
7	400,000	280,000	

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

改正する法律の一部改正

第三条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

附則第七項から附則第十四項までを削り、附則第十五項中「改正前の昭和三十一年改正法」を

「第二条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」に、「指定職甲欄適用職員」を「同法第六条の二第一項の規定に基づく人事院規則で指定する職員」に改め、同項を附則第七項とし、附則第十六項

から附則第二十項までを八項ずつ繰り上げる。

「指定職甲欄適用職員」を「同法第六条の二第一項の規定に基づく人事院規則で指定する職員」に改め、同項を附則第七項とし、附則第十六項

から附則第二十項までを八項ずつ繰り上げる。

## 附 則

## (施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中一般職の職員の給与に関する法律

第十九条の二第一項及び第二項の改正規定は昭和四十六年一月一日から、第一条中同法第八条

第六項及び第八項の改正規定は同年四月一日から、附則第二十二項の規定は国際機関等に派遣

される一般職の国家公務員の待遇等に関する法律(昭和四十五年法律第号)の施行の日の



の規定による隔遠地手当を受けていた期間がある職員について必要がある場合には、人事院規則で定めるところにより、改正後の法第十三条の二の規定による特地勤務手当の額に關し特例を定めることである。

(給与の内払)

11 改正前の法の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による

給与の内払とみなす。この場合において、隔遠地手当は、改正後の法の規定による特地勤務手当の内払とみなす。

(人事院規則への委任)

12 附則第三項から前項までに定めるもののは

か、この法律の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

(国家公務員災害補償法の一一部改正)

13 国家公務員災害補償法の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「調整手当」の下に「住居手当」を加え、「隔遠地手当」を「特地勤務手当(同

法第十三条の三の規定による手当を含む。)」に改める。

(国家公務員災害補償法の一一部改正等に伴う経過措置)

14 昭和四十五年七月三十一日以前に発生した事

故に起因する負傷若しくは死亡又は同日以前に

診断によつてその発生が確定した疾病に係る平

均給与額に關する国家公務員災害補償法第四条

の規定の適用については、同条第一項中「調整

手当」とあるのは「調整手当(一般職の職員の給

与に關する法律等の一部を改正する法律(昭和

四十五年法律第二百四十五条)による改正前的一般職の職員

の給与に關する法律の一部を改正する法律(昭

和三十一年法律第二百五十四号)又は一般職の職

員の給与に關する法律等の一部を改正する法律

(昭和四十二年法律第二百四十一号)の規定による

暫定手当を含む。)」と「(同法第十三条の三の規

定による手当を含む。)」とあるのは「(一般職の

職員の給与に關する法律第十三条の三の規定に

よる手当及び昭和四十五年改正法による改正前の一般職の職員の給与に關する法律第十三条の

二の規定による隔遠地手当を含む。)」とする。

(大学の運営に關する臨時措置法の一一部改正)

15 大学の運営に關する臨時措置法の一一部を次の

ようにより改訂する。

第八条第一号中「暫定手当」を「住居手当」に改

める。

(地方公務員災害補償法の一一部改正に伴う経過

措置)

16 地方自治法の一一部を次のようにより改訂する。

第二百四条第一項中「扶養手当」の下に「調

整手当、住居手当」を加え、「隔遠地手当」、「べき地

手当」を「特地勤務手当(これに準ずる手当を含

む。)」、「べき地手当(これに準ずる手当を含む。)」に改める。

附則第六条の二を次のようにより改める。

第六条の二 削除

附則第六条の四を次のようにより改める。

(地方公務員災害補償法の一一部改正)

17 地方公務員災害補償法の一一部を次のようにより改訂する。

第二条第三項中「扶養手当」の下に「、調整手

当、住居手当」を加え、「隔遠地手当」、「べき地

手当」を「特地勤務手当(これに準ずる手当を含

む。)」、「べき地手当(これに準ずる手当を含む。)」

に改める。

(地方公務員災害補償法の一一部改正に伴う経過

措置)

18 昭和四十五年七月三十一日以前に発生した事

故に起因する負傷若しくは死亡又は同日以前に

診断によつてその発生が確定した疾病に係る平

均給与額に關する地方公務員災害補償法第二条

の規定の適用については、同条第三項中「特地

勤務手当(これに準ずる手当を含む。)」とあるの

は「特地勤務手当(これに準ずる手当)及び一般職

の職員の給与に關する法律等の一部を改正する

法律(昭和四十五年法律第二百四十七条)による改正

前的地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

第二百四条第二項に規定する隔遠地手当を含

む。)とする。

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

19 市町村立学校職員給与負担法の一部を次のようにより改正する。

第一条中「扶養手当」の下に「調整手当」、住居手当」を加え、「隔遠地手当」、「べき地手当」を「特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)」、「べき地手当(これに準ずる手当を含む。)」に改め

20 「べき地教育振興法の一部改正」  
べき地教育振興法の一部を次のように改める。  
第五条の二及び第五条の三を次のように改める。

第五条の二 都道府県は、教員又は職員(以下「教職員」という。)が在勤地を異にして異動し、当該異動に伴つて住居を移転した場合又は教職員の勤務する学校が移転し、当該移転に伴つて教職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校又はその移転した学校がべき地学校等又は特別の地域に所在する学校で文部省令で定める基準に従い、条例で指定する学校に該当するときは、当該

月額の合計額の百分の二十五をこえない範囲内で、文部省令で定める基準に従い、条例で

月額の合計額の百分の二十五をこえない範囲内で、文部省令で定める基準に従い、条例で

ければならない。

2 べき地手当の月額は、給料及び扶養手当の

21 切替期間において、前項の規定による改正前のべき地教育振興法第五条の二の規定によるべき地手当を受けたいた期間がある教員又は職員について必要がある場合には、文部省令で定める基準に従い条例で定めるところにより、同項

の規定による改正後の同法第五条の二の規定によるべき地手当の額に特例を定めることが

22 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律の一部改正

るところにより、同項の規定に準じて、べき地手当に準ずる手当を支給しなければならない。

い。

(べき地手当に関する経過措置)

地手当に準ずる手当を支給しなければならない。

い。

(べき地手当等)  
第五条の二 都道府県は、条例で定めるところにより、文部省令で定める基準に従い条例で指定するべき地学校及びこれに準ずる学校(以下「べき地学校等」という。)に勤務する教員及び職員に対して、べき地手当を支給しなしな。

第五条の三 都道府県は、教員又は職員(以下「教職員」という。)が在勤地を異にして異動し、当該異動に伴つて住居を移転した場合又は教職員の勤務する学校が移転し、当該移転に伴つて教職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校又はその移転した学校がべき地学校等又は特別の地域に所在する学校で文部省令で定める基準に従い、条例で指定する学校に該当するときは、当該

第五条の二及び第五条の三を次のように改める。  
第五条の二 都道府県は、新たにべき地学校等又は前項の規定により条例で指定する学校に該当することとなつた学校に勤務する教職員のうち、前項の規定による手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員に

は、文部省令で定める基準に従い条例で定め

るところにより、同項の規定に準じて、べき地手当に準ずる手当を支給しなければならない。

い。

## 官報(号外)

第五条第一項及び附則第五項中「調整手当」の下に「住居手当」を加える。

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和

職務の等級	区分	旧号俸	に号切替ける お俸	
			3号俸	4号俸
教育職俸 給表(一)	1等級	2号俸	4号俸	
	1等級	3号俸	4号俸	
研究職俸 給表	2等級	2号俸	4号俸	
		3号俸	4号俸	

[審査報告書は都合により追録に掲載]

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
第四条第二項中「四十七万円」を「四十八万三千一百円」に改めた。

昭和四十五年十一月十一日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

第九条中「七千二百円」を「八千三百円」に改める。

官	職	名	俸	給	月	額
内閣総理大臣			六六六、五〇〇円			
国務大臣			四八三、二〇〇円			
会計検査院長						
人事院総裁						
内閣法制局長官						
公正取引委員会委員長						
官内庁長官						
検査官(会計検査院長を除く。) 人事官(人事院総裁を除く。)						
政務次官						
内閣官房副長官						
国家公安委員会委員 総理府総務副長官						
侍従長						
土地調整委員会委員長 地方財政審議会会长 中央公害審査委員会委員長						
式部官長						
土地調整委員会委員 首都圈整備委員会の常勤の委員						
社会保険審査会の委員長及び委員						

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一

官	職	名	俸	給	月	額
内閣総理大臣			六六六、五〇〇円			

労働保険審査会委員	七号俸	一一七、〇〇〇円
行政監理委員会委員	六号俸	一一三、五〇〇円
地方財政審議会委員	五号俸	一〇一、〇〇〇円
原子力委員会の常勤の委員	四号俸	八九、五〇〇円
公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員	三号俸	七九、〇〇〇円
科学技術会議の常勤の議員	二号俸	六九、五〇〇円
宇宙開発委員会の常勤の委員	一号俸	六二、五〇〇円
土地鑑定委員会の常勤の委員		
中央公害審査委員会の常勤の委員		
運輸審議会委員		
東宮大夫		
別表第二		
官 職 名	俸 級 月 額	
五号俸	四三〇、〇〇〇円	
四号俸	三九〇、〇〇〇円	
三号俸	三八〇、〇〇〇円	
二号俸	三四〇、〇〇〇円	
一号俸	二九〇、〇〇〇円	
四号俸	三九〇、〇〇〇円	
三号俸	三八〇、〇〇〇円	
二号俸	三四〇、〇〇〇円	
一号俸	二九〇、〇〇〇円	
別表第三		
官 職 名	俸 級 月 額	
八号俸	一四〇、五〇〇円	

(特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

附則中第二項から第五項までを削り、第六項を第一項とし、第七項を削り、第八項を第三項とし、第九項を第四項とし、第十項を削る。

(特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

附則中第三項から第六項までを削り、第七項を第三項とし、第八項を第四項とする。

(日本万国博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正)

第四条 日本万国博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(昭和四十三年法律第十二号)の一部

第五条 沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法(昭和四十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「三十一万円」を「三十九万円」に改める。

附 則

- この法律は、公布の日から施行し、第一条、第四条及び第五条に規定する各法律のこれらの規定による改正後の規定は、昭和四十五年五月一日から適用する。
- 第一条、第四条及び第五条に規定する各法律のこれらの規定による改正前の規定に基づいて昭和四十五年五月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に特別職の職員に支払われた給

与は、それぞれ、これらの法律の当該各条の規定による改正後の規定による給与の内訳とみなす。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

防衛厅職員給与法等の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和四十五年十二月十一日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄二殿

ようつて改める。  
この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、同法第十一條の四、第十一條の五及び第十三條の三第一項中「人事院の定める」とあるのは「総理府令の定める」とあるは、「防衛厅長官が指定する」と読み替えるものとする。

第十六条第三項中「百分の六十一・〇四」を「百分の六十五」に改める。

第十八条第二項中「六千七百円」を「七千三百三十円」に改める。

防衛厅職員給与法等の一部を改正する法律案  
防衛厅職員給与法等の一部を改正する法律

(防衛厅職員給与法の一部改正)

第一条 防衛厅職員給与法(昭和二十七年法律第

二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「及び通勤手当」を「住居

手当及び通勤手当」に、「通勤手当」を「特地勤

務手当(これに準ずる手当を含む。以下同じ。)

に「及び隔離地手当」を「及び特地勤務手当」に、

「自衛官には通勤手当」を「自衛官には住居手当、通勤手当」に改め、同条第二項中「第十三條の

一」を「第十三条の三」に改め、同項後段を次の

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二件

別表第一 参事官等俸給表

号	指 定 職		職務の等級 号	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額			俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	甲	乙					
1	円 280,000	円 168,000	1	円 127,600	円 94,700	円 82,900	円 55,200
2	300,000	186,000	2	133,900	99,200	86,500	58,200
3	320,000	204,000	3	140,200	103,900	90,200	61,300
4	340,000	222,000	4	146,600	108,700	93,900	64,400
5	360,000	240,000	5	153,000	113,500	97,700	68,400
6	380,000	260,000	6	159,400	118,300	101,500	71,800
7		280,000	7	165,800	123,200	105,200	75,200
			8	172,200	128,100	108,900	78,600
			9	178,600	132,900	112,600	82,000
			10	184,900	137,500	116,200	85,500
			11	189,600	142,000	119,600	89,100
			12	193,300	145,700	123,000	92,700
			13	196,900	148,900	126,400	96,200
			14	199,900	151,600	128,900	99,700
			15	202,900	154,200	131,300	102,800
			16		156,800	133,700	105,800
			17			111,800	108,800
			18			114,800	117,000
			19			117,000	119,200
			20			121,400	123,600
			21				
			22				
			23				

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	尉尉尉 陸海空 准准准	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸海空 士士士 長長長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 54,400	円 51,500	円 48,800	円 41,400	円 36,200	円 34,000	円 30,800	円 28,200	円 25,100	円 23,800
57,300	52,800	51,400	44,000	38,800	36,100	32,300	29,600		
60,200	54,200	54,200	46,800	41,400	38,600	33,900	31,000		
63,100	57,000	57,000	49,600	44,000	41,200	35,600	32,300		
66,100	59,800	59,800	52,400	46,800	43,800	37,300			
69,100	62,600	62,600	55,200	49,600	46,400	39,000			
72,000	65,300	65,300	57,900	52,300	48,200				
74,800	68,000	68,000	60,600	54,300	50,000				
77,500	70,700	70,600	63,200	56,900	51,700				
80,100	73,400	73,200	65,700	58,900	53,300				
82,600	76,100	75,800	68,200	60,800	54,800				
85,100	78,700	78,400	70,700	62,700	56,300				
87,500	81,200	80,900	73,200	64,600	57,700				
89,900	83,600	83,300	75,600	66,400	59,100				
92,300	86,000	85,700	77,900	68,100	60,500				
94,700	88,400	88,100	80,200	69,500					
97,100	90,700	90,300	82,300	70,900					
99,400	93,000	92,500	84,400						
101,500	95,200	94,700	86,500						
103,300	97,400	96,900	88,600						
	99,100	98,500	90,200						

官職を占める者で政令で指定するものとする。

(防衛庁職員給与法の一部を改正する法律の一  
部改正)

第一条 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則中第十六項を削り、第十七項を第十六項とし、第十八項を第十七項とし、第十九項を削り、以下二項ずつ繰り上げる。防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第百四十三号)の一部を次のように改正する。

附則第九項から附則第十六項までを削り、附則第十七項中「指定職甲欄適用職員」を「新法第六条第一項の規定に基づく政令で指定する職員」に改め、同項を附則第九項とし、附則第十項を附則第十項とする。

附則

(施行期日等)

この法律は、公布の日から施行する。

第一条の規定による改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」という。)の規定は、昭和四十五年五月一日から適用する。

(俸給の切替え)

昭和四十五年五月一日(以下「切替日」といいう。)における職員の俸給月額は、次項及び附則第五項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級(自衛官についてあつては、階級。以下同じ。)におけるその者が受けた俸給月額に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。(特定の俸給月額の切替え)

第一の指定職の乙欄、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)別表第八の乙欄又は防衛庁職員給与法別表第二の陸将、海将及び空将

の乙欄に掲げる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額は、第一条の規定による改正前の防衛庁職員給与法(以下「旧法」という。)の規定により切替日の前日においてその者の受けていた俸給月額等を基準として、防衛庁長官が内閣総理大臣の承認を得て定める。

切替日の前日においてその者の属する職務の等級が一般職給与法別表第五イの一等級又は同法別表第六の一等級若しくは二等級である職員のうち、旧法の規定により切替日の前日においてその者が受けた俸給月額が附則別表に掲げられている職員の切替日における俸給月額は、それぞれの者が受けた俸給月額に対応する同表に定める俸給月額とする。

(改正前の俸給月額を受けた期間の通算)

附則第三項及び前項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以後における最初の新法第五条第三項において準用する一般職給与法第八条第六項の規定の適用については、その者の切替日の前日における俸給月額を受けていた期間(總理府令で定める職員にあつては、總理府令で定める期間を増減した期間)を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等)

切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれをこえる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、一般職の國家公務員の例に準じて總理府令で定める。

(切替日から施行日の前日までの間に異動した職員の俸給月額等)

切替日の前日において防衛庁職員給与法別表第一の指定職の乙欄、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)別表第八の乙欄又は防衛庁職員給与法別表第二の陸将、海将及び空将

一部を改正する法律(昭和四十五年法律第

別表第二 自衛官俸給表

階級 号	陸海空			将 將 將	陸海空	補 補 補	1等陸佐 1等海佐 1等空佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉			
	俸給月額						俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額			
	甲	乙	丙										
1	円 280,000	円 168,000	円 136,600	円 116,600	円 97,100	円 82,200	円 一	円 63,700					
2	300,000	186,000	143,000	121,600	101,700	85,600	78,400	66,800					
3	320,000	204,000	149,500	126,600	106,500	89,200	81,800	70,000					
4	340,000	222,000	156,000	131,500	111,400	92,800	85,300	73,200					
5	360,000	240,000	162,600	136,500	116,400	96,400	88,800	76,500					
6	380,000	260,000	169,100	141,500	121,400	100,000	92,300	79,800					
7		280,000	175,600	146,500	126,400	103,900	95,700	83,100					
8			182,100	150,900	131,300	107,700	99,100	86,400					
9			188,600	154,600	136,200	111,500	102,500	89,700					
10			198,400	157,800	140,600	115,300	105,800	93,000					
11			197,200	160,700	144,900	119,100	109,100	96,300					
12			200,900	163,500	148,400	122,900	112,000	99,600					
13			166,200	151,400	126,500	114,700	102,900						
14			168,900	153,900	130,000	117,400	105,400						
15				156,400	133,400	120,000	107,900						
16					136,800	122,500	110,400						
17					139,300	124,600	112,300						
18					141,800	126,700	114,200						
19					144,300	128,600	116,100						
20					146,800	130,500							
21					149,200	132,400							
22					151,600								

備考 この表の陸将、海将及び空将の甲欄又は乙欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他の

号。以下「一般職給与改正法」という。)による改正前の一般職給与法(以下「改正前の一般職給与法」という。)別表第一、別表第四若しくは別表第五(ハを除く。)から別表第八までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受けれる俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定めるところによる。

(切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整)

切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとして職務上の要必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(改正前の俸給月額の基礎)

附則第三項から前項までの規定の適用については、旧法の規定の適用により職員が属している職務の等級及びその者が受けている俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

(調整手当に関する経過措置)

新法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の五の規定は、旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の四の規定による調整手当で切替日前に支給事由がなくなつたものに係る異動又は移転については、適用しない。

(特地勤務手当に関する経過措置)

切替日から施行日の前日までの間に、旧法第十四条第二項において準用する改正前の法第十三条の二の規定による隔遠地手当を受けていた期間がある職員に対する新法第十四

条第一項において準用する一般職給与法第十三

条の二の規定による特地勤務手当の額については、一般職給与改正法附則第十項の規定の例による。

(平均給与額計算の基礎となる給与の経過措置)

昭和四十五年七月三十一日以前に発生した事故に起因する負傷若しくは死亡又は同日以前に診断によつてその発生が確定した疾病に係る新法第二十七条第一項の規定の適用については、

同項中「調整手当」とあるのは「調整手当(防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律(昭和四十五年改正

五年法律第百四十五号)又は防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第百五十五号)による改正前の防衛庁職員給与法等の一部を改

正する法律(昭和四十二年法律第百四十三号)の規

規定による暫定手当を含む。)と、「特地勤務手

当」とあるのは「特地勤務手当(昭和四十五年改

正法による改正前の防衛庁職員給与法第十四条

の規定による隔遠地手当を含む。)とする。

(給与の内訳)

旧法の規定に基づいて切替日から施行日の前

日までの間に職員に支払われた給与は、新法の

規定による給与の内訳とみなす。この場合において、隔遠地手当は、新法の規定による特地勤務手当の内訳とみなす。

(政令への委任)

附則第三項から前項までに定めるものほ

か、この法律の施行に關し必要な事項は、政令

で定める。

昭和四十五年十二月十七日 参議院会議録第六号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二件 議事日程追加の件 裁判官の報酬等に関する法律

わらず、同率の調整手当を支給すること。

第三に、住居手当を新設し、公務員宿舎の入居者等を除き月額三千円を限度として支給すること。

第四に、六月に支給する期末・勤勉手当の支給割合をそれぞれ〇・一月分ずつ引き上げること。

以上のほか、初任就調整手当、通勤手当、隔遠地手当及び宿日直手当の改定等を行なうとともに、五十六歳以上の年齢で人事院規則で定めるものを越える職員の昇給について、当該年齢を越えることとなつた日以後における昇給期間を十八カ月または二十四カ月を下らない期間とすることとし、また、暫定手当制度を廃止するための所要の改正を行なうこと等であります。

職務の等級 俸給表	区分		前日における切替額 における月額 切替日受給俸給額
	1等級	2等級	
教育職俸給表(→)	1等級		円 77,440 90,400
	1等級		72,140 89,000
	2等級		75,510 89,000
			47,610 60,800
研究職俸給表			50,680 60,800

〔西村尚治君登壇、拍手〕

○西村尚二君 ただいま議題となりました三件の給与法案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の内容は、去る八月の人事院勧告を実施するため、一般職の職員の給与について、

第一に、全俸給表の全俸給月額を平均一〇・七を引き上げること。

第二に、調整手当について、甲地のうち、人事院規則で定める地域及び官署における支給割合を百分の六から百分の八に引き上げるとともに、医師等については、その在勤する地域の区分にかかる

高年齢職員の昇給延伸問題、指定職俸給表の改善

率に関連して今後の下位等級の改善問題、住居手当を公務員宿舎の入居者等に限定した理由、人事院勧告と地方公共団体の人事委員会勧告との関係等のほか、新防衛力整備計画及び国防の基本方針、非核三原則の問題、在日米軍基地の縮小計画と駐留軍労務者の処遇問題など、広範多岐にわたる防衛問題について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、一般職給与法改正案は全会一致、特別職給与法改正案及び防衛庁職員給与法改正案は多数をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、俸給表等の改定は本年五月一日から実施することとしております。

次に、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案の二法案は、一般職給与法の改正に準じて、特別職の職員及び防衛庁の職員の俸給額等について、それぞれ所要の改正を行なおうとするものであります。

なお、今回内閣総理大臣及び国務大臣等については据え置くこととしております。

委員会におきましては、以上の三案を一括して審査し、完全実施後の公務員給与体系のあり方、

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案

て、両案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案、

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案、

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案、

〔いずれも内閣提出、衆議院送付〕

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長阿部憲一君。

〔賛成者起立〕

〔賛成者起立〕

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十五年十二月十一日

衆議院議長 船田 中  
参議院議長 重宗 雄三殿

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案

## 官報(号外)

(裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律)

第一条 裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「三十万円」を「三十八万五千円」に改める。

第十六条を削る。

別表を次のように改める。

別表

区 分		報酬月額														
			最 高 裁 判 所 長 官													
			東 京 高 等 裁 判 所 長 官													
			そ の 他 の 高 等 裁 判 所 長 官													
			一 号													
			二 号													
			三 号													
			四 号													
			五 号													
			六 号													
			七 号													
			八 号													
一	号	号	一 三 三 、 六 〇〇 円	一 五 八 、 〇〇〇 円	一 七 五 、 〇〇〇 円	一 一〇 四 、 〇〇〇 円	一 一 一 一 、 〇〇〇 円	一 一 六 〇 、 〇〇〇 円	一 一 〇 〇 、 〇〇〇 円	一 一 一 一 、 〇〇〇 円						

判事

判事		補															
			二 号														
			三 号														
			四 号														
			五 号														
			六 号														
			七 号														
七	号	号	一 一 八 、 七 〇〇 円	一 一 一 一 、 六 〇〇 円	一 一 一 一 、 五 〇〇 円	一 一 一 一 、 四 一 、 五 〇〇 円	一 一 一 一 、 三 七 五 〇〇 円	一 一 一 一 、 三 〇〇 〇〇 円	一 一 一 一 、 二 七 五 〇〇 円	一 一 一 一 、 二 〇〇 〇〇 円	一 一 一 一 、 一 七 五 〇〇 円	一 一 一 一 、 一 〇〇 〇〇 円	一 一 一 一 、 九 七 五 〇〇 円	一 一 一 一 、 九 〇 〇 〇 円	一 一 一 一 、 八 七 五 〇〇 円	一 一 一 一 、 八 〇 〇 〇 円	一 一 一 一 、 七 七 五 〇〇 円

昭和四十五年十二月十七日 参議院会議録第六号 裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案外一件

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十五年十二月十一日  
参議院議長 重宗 雄三殿

衆議院議長 船田 中

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案

(検察官の俸給等に関する法律の一部改正)  
第一条 検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改定する。  
第四条中「調整手当」の下に「住居手当」を加える。

別表を次のように改める。

八号	一〇八、〇〇〇円
九号	九八、八〇〇円
十号	九〇、〇〇〇円
十一号	八四、〇〇〇円
十二号	七七、六〇〇円
十三号	七三、六〇〇円
十四号	六五、六〇〇円
十五号	六二、一〇〇円
十六号	五四、五〇〇円
十七号	

区	分	俸給月額
次長	長	四八三、一一〇円
検事	総長	三九〇、〇〇〇円
東京高等検察庁検事長	一	三九〇、〇〇〇円
その他の検事長	二	三八〇、〇〇〇円
東京高等検察庁検事長	三	三四〇、〇〇〇円
その他	四	三〇〇、〇〇〇円
五	五	二六〇、〇〇〇円
六	六	二二二、〇〇〇円
七	七	一七五、〇〇〇円

(裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)  
第二条 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。  
附則中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とする。

1 この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の裁判官の報酬等に関する法律第十五条及び別表の規定は、昭和四十五年五月一日(以下「切替日」という)から適用する。  
2 切替日の前日において第一条の規定による改正前の裁判官の報酬等に関する法律別表(以下「改正前の別表」という。)に掲げる五号又は六号の報酬を受ける簡易裁判所判事及び二号又は三号の報酬を受ける簡易裁判所判事の切替日における報酬の号は、切替日の前日においてその者の受ける報酬月額等を基準として、最高裁判所が定める。

附則  
この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の裁判官の報酬等に関する法律第十五条及び別表の規定は、昭和四十五年五月一日(以下「切替日」という)から適用する。  
2 切替日の前日において第一条の規定による改正前の裁判官の報酬等に関する法律別表(以下「改正前の別表」という。)に掲げる五号又は六号の報酬を受ける簡易裁判所判事及び二号又は三号の報酬を受ける簡易裁判所判事の切替日における報酬の号は、切替日の前日においてその者の受ける報酬月額等を基準として、最高裁判所が定める。

【審査報告書は都合により追録に掲載】  
検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案

檢

事

八 号	一五八、〇〇〇円
九 号	一三三、六〇〇円
十 号	一一八、七〇〇円
十一 号	一〇八、〇〇〇円
十二 号	九八、八〇〇円
十三 号	八四、〇〇〇円
十四 号	九〇、〇〇〇円
十五 号	七七、六〇〇円
十六 号	六五、六〇〇円
十七 号	七三、六〇〇円
十八 号	六一、一〇〇円
十九 号	五七、三〇〇円
二十 号	五四、五〇〇円
一 号	一七五、〇〇〇円
二 号	一四一、五〇〇円
三 号	一三三、六〇〇円
四 号	一一八、七〇〇円
五 号	一〇八、〇〇〇円

副

檢

事

六 号	九八、八〇〇円
七 号	八四、〇〇〇円
八 号	九〇、〇〇〇円
九 号	六五、六〇〇円
十 号	七七、六〇〇円
十一 号	六一、一〇〇円
十二 号	五七、三〇〇円
十三 号	五四、五〇〇円
十四 号	四六、五〇〇円
十五 号	五〇、一〇〇円
十六 号	

(検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

附則中第三項から第五項までを削り、第六項を第三項とする。

(検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

附則中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とする。

## 附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定は、昭和四十五年五月一日(以下「切替日」という。)から適用する。
- 2 切替日の前日において第一条の規定による改正前の検察官の俸給等に関する法律別表(以下「改正前の別表」という。)に掲げる五号又は六号の俸給を受ける検事の切替日における俸給の額は、切替日の前日においてその者の受ける俸給月額等を基準として、法務大臣が内閣総理大臣と協議して定める。
- 3 切替日以後この法律の施行の日の前日までの間に改正前の別表に掲げる五号又は六号の俸給

を受けるに至つた検事のその受けるに至つた日における俸給の号は、その日において改正前の別表によりその者の受ける俸給月額を基準として、法務大臣が内閣総理大臣と協議して定める。

○ 検察官が切替日以後の分として支給を受けた俸給その他の給与は、第一条の規定による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 総長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員

長山内一郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和四十五年度分の地方交付税の特例等に関する法律案

○ 阿部憲一君 ただいま議題となりました二法案について、法務委員会における審議の経過と結果を報告いたします。

これらの法律案は、最高裁判所裁判官以外の裁判官の報酬及び検事総長以外の検察官の俸給を特

別職の職員及び一般の政府職員の例に準じて改善しようとします。

委員会においては、質疑を終了し、討論には別に発言もなく、順次、採決の結果、右二法案は、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上報告いたします。(拍手)

○ 議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○ 議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よって、両案は全会一致をもって可決せられました。

○ 議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、

額に五百五十億円を加算した額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同項の規定により算定した額の百分の六に相当する額

とする。

3 昭和四十五年度分に限り、法別表に定める単位費用は、次の表に定めるものとする。

4 昭和四十五年度分に限り、法別表に定める単位費用は、次の表に定めるものとする。

地方団体 の種類	経費の種類	測定単位	単位 費用	
			人につき	円銭
1 警察費	1 道路橋りょう	道路の面積	一平方メートルにつき	六〇五〇
2 土木費	(1) 経常経費	道路の延長	一メートルにつき	一、〇四〇〇
3 港湾費	(1) 経常経費	河川の延長	一メートルにつき	一八四〇
4 その他の土木費	(2) 投資的経費	河川の延長	一メートルにつき	一四〇〇
5 教育費	(1) 経常経費	港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	一メートルにつき	二、〇〇〇〇
6 教育費	(2) 投資的経費	港湾(漁港を含む)における外郭施設の延長	一メートルにつき	五、三三〇〇
7 教育費	人口	一人につき	一人につき	一一六〇〇
8 中学校費	人口	一メートルにつき	一メートルにつき	一〇〇〇
9 教職員数	人口	一人につき	一人につき	六四七〇
10 教職員数	人口	一人につき	一人につき	四〇〇〇
11 小学校費	人口	一メートルにつき	一メートルにつき	六四七〇
12 小学校費	人口	一人につき	一人につき	七六〇、二四〇〇〇
13 小学校費	人口	一人につき	一人につき	一一三〇、〇〇〇〇〇〇
14 小学校費	人口	一人につき	一人につき	七三一、三一〇〇〇〇



昭和四十五年十二月十七日 参議院会議録第六号 昭和四十五年度分の地方交付税の特例等に関する法律案

3 都市計画費		都市計画区域における人口	人口集中地区人口	一人につき
(1) 経常経費	(2) 投資的経費			
4 下水道費	(1) 経常経費	二三〇〇〇	二五〇〇〇	九三〇〇〇
	(2) 投資的経費	一六四〇〇	一四三〇〇	一一〇〇〇
5 その他の土木費	(1) 経常経費	一八〇〇〇	一七〇〇〇	一〇〇〇〇
	(2) 投資的経費	一〇〇〇〇	九〇〇〇〇	八〇〇〇〇
6 教育費	(1) 経常経費	一〇〇〇〇	九〇〇〇〇	八〇〇〇〇
	(2) 投資的経費	八〇〇〇〇	七〇〇〇〇	六〇〇〇〇
7 小学校費	(1) 経常経費	八〇〇〇〇	七〇〇〇〇	六〇〇〇〇
	(2) 投資的経費	七〇〇〇〇	六〇〇〇〇	五〇〇〇〇
8 中学校費	(1) 経常経費	七〇〇〇〇	六〇〇〇〇	五〇〇〇〇
	(2) 投資的経費	六〇〇〇〇	五〇〇〇〇	四〇〇〇〇
9 高等学校費	(1) 経常経費	六〇〇〇〇	五〇〇〇〇	四〇〇〇〇
	(2) 投資的経費	五〇〇〇〇	四〇〇〇〇	三〇〇〇〇
10 其他の教育費	(1) 経常経費	五〇〇〇〇	四〇〇〇〇	三〇〇〇〇
	(2) 投資的経費	四〇〇〇〇	三〇〇〇〇	二〇〇〇〇
11 経常経費	一〇〇〇〇	九〇〇〇〇	八〇〇〇〇	七〇〇〇〇
人口	生徒数	教職員数	学校数	学級数
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき

市町村		四 厚生労働費		(2) 投資的経費		五〇〇〇	
1	生活保護費	1	社会福祉費	2	保健衛生費	3	人口
(1)	経常経費	(1)	経常経費	(1)	経常経費	人口	一人につき
4	清掃費	(2)	投資的経費	(2)	投資的経費	人口	一人につき
費	5	労働費	5	労働費	人口	人口	一人につき
3	農業経済費	1	農業行政費	1	農業行政費	人口	一人につき
2	経常経費	(1)	経常経費	(1)	経常経費	人口	一人につき
3	投資的経費	(2)	投資的経費	(2)	投資的経費	人口	一人につき
3	3 その他の産業	2	2 商工行政費	2	2 商工行政費	人口	一人につき
1	3 経済費	(1)	3 経済費	(1)	3 経済費	人口	一人につき
2	投資的経費	(2)	投資的経費	(2)	投資的経費	人口	一人につき
4	6 その他の行政費	3	6 その他の行政費	3	6 その他の行政費	人口	一人につき
費	1 徹稅費	2 戸籍費	3 住民基本台帳	市町村税の税額	本籍人口	世帯数	人口
1	千円につき	千円につき	千円につき	林業、水産業及び 鉱業の従業者数	一人につき	一人につき	一人につき
2	一、八〇〇	一一〇〇	一一〇〇	林業、水産業及び 鉱業の従業者数	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
3	五一四〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	八〇〇〇	七〇〇〇	五二〇〇
4	経常経費	経常経費	経常経費	農家数	農家数	二〇〇〇	三一〇〇
5	失業者数	失業者数	失業者数	商工業の従業者数	商工業の従業者数	六四一〇〇	一四四、一〇〇〇〇
6	一四四、一〇〇〇〇	七、二〇〇〇〇	三、〇〇〇〇〇	一戸につき	一戸につき	一戸につき	三一四〇〇
7	八〇〇〇〇	八〇〇〇〇	八〇〇〇〇	一人につき	一人につき	一人につき	七六四〇〇
8	七〇五〇〇	七〇五〇〇	七〇五〇〇	七、二〇〇〇〇	七、二〇〇〇〇	七、二〇〇〇〇	五二〇〇〇
9	五二〇〇〇	五二〇〇〇	五二〇〇〇	三一〇〇〇	三一〇〇〇	三一〇〇〇	三一〇〇〇

七十七号)」を「昭和四十五年度分の地方交付税の特例等に関する法律(昭和四十五年法律第

とに御異議ございませんか。

四

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。  
さて、委員長の報告を求めます。議院運営委員

長編方上利家

国会議員の秘書の給料等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十五年十二月十五日

參議院議長 重宗 雄三殿

卷之三

一部を改正する法律

改正

(昭和三十二年法律第二百二十八号)の一部を次の  
二二二二二。

第二条を第二条の二とし、第一条の次に次の二項を加へる。

## (住居手当)

を借り受け、月額三千円をこえる家賃（使用料を含む。以下同。）を支払つて、る国会議員

員の秘書（両議院の議長が協議して定める議員の秘書を除く。）は、その家賃の額と

千円との差額の二分の一（その差額の二分の一  
が三千円をこえるときは三千円とし、その

差額の二分の一に百円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。)の月額の住居手当

受ける。

受けるべき勤勉手当の額については、次に掲げ

科等に関する法律等

る割合に五分の六を乗じて得た割合)を削り、

「百分の五十」を「百分の六十」に、「百分の四十」

を「百分の四十八」に、「百分の三十」を「百分の三十六」に、「百分の十五」を「百分の十八」に改

める。

(国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部

を改正する法律の一部改正)

第二条 国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第百四

十七号)の一部を次のよう改定する。

附則第二項中「第十二条の三第二項第一号に掲げる割合」を「第十二条の三第二項第一号の人

事院規則で定める地域及び官署に係る同号に掲

げる割合)に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十五年五月一日から適用する。

(給料等の内払)

2 改正前の国会議員の秘書の給料等に関する法律及び国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律附則第二項の規定に基づい

て昭和四十五年五月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に国会議員の秘書に支払われた給料、期末手当及び勤勉手当は、改正後の国会議員の秘書の給料等に関する法律及び国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律附則第二項の規定による給料、期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。

本案施行に要する経費

度において約六千六百万円の見込みである。

〔徳永正利君登壇、拍手〕

○徳永正利君 大だいま議題となりました法律案は、今回の政府職員の給与改定に伴い、国会議員の秘書に対しましても、月額最高三千円の範囲内

で住居手当を支給することともに、六月に支給する勤勉手当の額を〇・一ヶ月分増額して〇・六ヶ月分とするほか、秘書の給料額に含まれている調整

手当相当額についての規定を整備しようとするものであります。

以上が本法律案の内容ですが、委員会におきましては、審査の結果、全会一致をもって可

決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、こ

れより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君

の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決せられました。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時十六分散会

議員	議長	重宗 雄三君	出席者は左のとおり。
原田 立君	副議長	安井 謙君	
喜屋武真榮君	峯山 昭篤君		
青島 幸男君	山田 勇君		
藤原 房雄君	萩原幽香子君		
山高しげり君	市川 房枝君		
三木 忠雄君			
中尾 辰義君			
高橋雄之助君			
矢追 秀彦君			
阿部 憲一君			
佐藤 隆君			
岡本 悟君			

浅井 宜君	宮崎 正義君	高橋文五郎君	岩動 道行君
多田 省吾君	奥村 悅造君	河口 陽一君	田村 賢作君
後藤 義隆君	伊藤 五郎君	近藤英一郎君	船田 讓君
片山 武夫君	沢田 実君	津島 文治君	大谷藤之助君
柏原 ヤス君	鈴木 一弘君	鍋島 直紹君	大竹平八郎君
高山 恒雄君	向井 長年君	青柳 秀夫君	柴田 栄君
横山 フク君	梶原 茂嘉君	植木 光教君	堀本 宣実君
渡谷 郷彦君	小平 芳平君	前田佳都男君	山下 春江君
柏原 ヤス君	小山邦太郎君	森 八三二君	平島 敏夫君
高山 恒雄君	山崎 五郎君	木内 四郎君	徳永 正利君
横山 フク君	山本敬三郎君	新谷寅三郎君	高田 浩運君
渡辺一太郎君	若林 正武君	河野 謙三君	菅野 優作君
安田 隆明君	増田 登君	初村龍一郎君	内田 芳郎君
長屋 茂君	矢野 登君	高田 浩運君	玉置 猛夫君
中山 太郎君	西村 尚治君	大松 博文君	鈴木 省吾君
八田 一朗君	永野 鎮雄君	佐田 一郎君	土屋 義彦君
柳田桃太郎君	中澤伊登子君	佐田 鶴一君	林田悠紀夫君
阿部 憲一君	内藤哲三郎君	和田 鶴一君	山本茂一郎君
佐藤 隆君		玉置 和郎君	鬼丸 勝之君
岡本 悟君		中村喜四郎君	大森 久司君
丸茂 重貞君		木村 謙吾君	二木 謙吾君
木村 謙吾君		鹿島 俊雄君	木村 謙吾君

青田源太郎君	井川伊平君
金丸富夫君	櫻井志郎君
田中茂穂君	江藤智君
鉢木亨弘君	白井勇君
山本利壽君	田口長治郎君
三木與吉郎君	平井太郎君
石原幹市郎君	吉武惠市君
郡祐一君	重政庸德君
高橋衛君	藤田正明君
宮崎正雄君	稻嶺一郎君
久次米健太郎君	鶴井善彰君
星野重次君	上田哲君
和田靜夫君	松本英一君
石原慎太郎君	安永英雄君
長田裕二君	杉原一雄君
竹田四郎君	熊谷太三郎君
栗原祐幸君	北村暢君
川上為治君	山本伊三郎君
小野明君	武内五郎君
中村波男君	横川正市君
米田正文君	中村英勇君
西村寅一君	温水三郎君
塙田十一郎君	藤田進君
鈴木強君	永岡光治君

小柳勇君	斎藤昇君
塙見俊二君	増原恵吉君
赤間文三君	近藤信一君
加瀬完君	大和与一君
阿具根登君	須藤五郎君
野坂參三君	春日正一君
河田賢治君	岩間正男君
達田龍彥君	前川旦君
戸田菊雄君	竹田現照君
山崎昇君	村田秀三君
大橋和孝君	田中寿美子君
沢田政治君	吉田忠三郎君
瀬谷英行君	松井誠君
松本賢一君	千葉千代世君
山本伊三郎君	久保等君
武内五郎君	矢山有作君
横川正市君	中村英男君
中村英男君	松澤兼人君
永岡光治君	足鹿覺君
龟田得治君	成瀬幡治君

羽生三七君	國務大臣
國務大臣	法務大臣
佐藤一郎君	小林武治君
國務大臣	愛知揆一君
秋田大助君	國務大臣
中曾根康弘君	國務大臣
山中貞則君	國務大臣
佐藤一郎君	國務大臣
國務大臣	國務大臣
山中貞則君	國務大臣

第五号中正誤	行誤
行誤	財源を
財源と	正
正	七ヵ月
七ヵ月	

昭和四十五年十二月十七日 參議院会議録第六号

明治二十五年三月三十日  
第三種郵便物  
可日

定一部四十円  
(配達料共)  
発行所  
東京都港区赤坂見附二番地 郵便番号一〇七  
大藏省印刷局  
電話 東京 五八二 四四一(大代)